

平成22年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日 厚生労働省発雇児第*****号 平成**年**月**日</p> <p>〔一部改正〕 〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日</p> <p>〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>

改正後

改正前

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業、延長保育促進事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。  
ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(2) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「休日

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 保育対策等促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、一時預かり事業、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 一時預かり事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「一時預かり事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。  
ただし、年間の延べ利用児童数が300人に満たない施設は、補助対象とならないが、保育所型については、しばらくの間、経過措置により補助対象とする。

(2) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。  
ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(3) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「休日

改正後

・夜間保育事業実施要綱により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(3) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(4) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(5) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 延長保育促進事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「延長保育促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 (略)

改正前

・夜間保育事業実施要綱により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(4) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(5) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を算定する。

改正後	改正前
<p>(交付額の下限) 5 (略)</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 指定都市及び中核市分 ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算定する。 イ アにより選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限) 5 交付決定については、4に定める交付額が、175,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (4) 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p>

改正後

改正前

- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (9) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。  
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (10) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)  
7 (略)

(変更申請手続)  
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)  
9 (略)

(補助金の概算払)  
10 (略)

(実績報告)  
11 (略)

- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。  
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)  
7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)  
8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)  
9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)  
10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)  
11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

改正後	改正前
<p>(補助金の返還) 12 (略)</p> <p>(その他) 13 (略)</p>	<p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後

改正前

別表

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育 対策 等 促進 事業				1 一時預かり事業		一時預かり事業に必要な経費	1 / 3
				(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)			
				1 か所当たり年額 1,350,000 円 (300 人以上 900 人未満)			
				2,430,000 円 (900 人以上 1,500 人未満)			
				3,510,000 円 (1,500 人以上 2,100 人未満)			
				4,590,000 円 (2,100 人以上 2,700 人未満)			
				5,670,000 円 (2,700 人以上 3,300 人未満)			
				6,750,000 円 (3,300 人以上 3,900 人未満)			
				7,830,000 円 (3,900 人以上)			
				※ 保育所型における経過措置分 450,000 円 (25 人以上 300 人未満)			
				(2) 地域密着Ⅱ型(地域密着型に類するもの) (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)			
				1 か所当たり年額 1,215,000 円 (300 人以上 900 人未満)			

改正後

改正前

				<p>2,187,000 円 (900 人以上 1,500 人未満)</p> <p>3,159,000 円 (1,500 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,131,000 円 (2,100 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,103,000 円 (2,700 人以上 3,300 人未満)</p> <p>6,075,000 円 (3,300 人以上 3,900 人未満)</p> <p>7,047,000 円 (3,900 人以上)</p> <p>※ (1) 及び (2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること</p>		
<p>1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>810,000 円 (300 人以上 600 人未満)</p> <p>1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)</p> <p>1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)</p> <p>2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)</p>	<p>特定保育事業に必要な 経費</p>	<p>1 / 3</p>	<p>2 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>810,000 円 (300 人以上 600 人未満)</p> <p>1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)</p> <p>1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)</p> <p>2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)</p>	<p>特定保育事業に必要な 経費</p>		

改正後

改正前

3,510,000 円  
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円  
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円  
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

3,510,000 円  
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円  
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円  
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

2 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

①基本分  
(年間延べ利用児童数が 210 人以下)  
1 か所当たり年額 1,161,000 円

②加算分  
(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額  
80,500 円  
(210 人超 280 人未満)

241,500 円  
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円  
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円  
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円  
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

3 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

①基本分  
(年間延べ利用児童数が 210 人以下)  
1 か所当たり年額 1,176,000 円

②加算分  
(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額  
80,500 円  
(210 人超 280 人未満)

241,500 円  
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円  
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円  
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円  
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

改正後

改正前

885,500 円  
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円  
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)  
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額  
63,000 円  
(210 人超 280 人未満)

189,000 円  
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円  
(350 人以上 420 人未満)

885,500 円  
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円  
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)  
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額  
63,000 円  
(210 人超 280 人未満)

189,000 円  
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円  
(350 人以上 420 人未満)

改正後

改正前

441,000 円  
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円  
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円  
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円  
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)  
1 か所当たり年額 2,460,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業  
(認可保育所以外)  
1 か所当たり年額 1,500,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
施設にあつては、750,000 円)

441,000 円  
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円  
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円  
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円  
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)  
1 か所当たり年額 2,460,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業  
(認可保育所以外)  
1 か所当たり年額 1,500,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
施設にあつては、750,000 円)

改正後

改正前

3 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 2,400,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額

500,000 円

(10 人以上 50 人未満)

2,500,000 円

(50 人以上 200 人未満)

4,250,000 円

(200 人以上 400 人未満)

6,250,000 円

(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円

(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業  
に必要な経費

4 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 1,500,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額

500,000 円

(10 人以上 50 人未満)

1,560,000 円

(50 人以上 200 人未満)

3,750,000 円

(200 人以上 400 人未満)

5,750,000 円

(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円

(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業  
に必要な経費

改正後			改正前		
(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)			(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)		
ア 生活保護法による被保護者世帯			ア 生活保護法による被保護者世帯		
5,000 円 × 年間延利用人員			5,000 円 × 年間延利用人員		
イ 市区町村民税非課税世帯			イ 市区町村民税非課税世帯		
2,500 円 × 年間延利用人員			2,500 円 × 年間延利用人員		
			(千円未満切り捨て)		
(3) 普及定着促進費 (病児対応型)					
1 か所当たり年額 500,000 円					
(ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、250,000 円)					
(事業開始年度限り)					
(4) 病後児対応型			(3) 病後児対応型		
① 基本分			① 基本分		
1 か所当たり年額 2,000,000 円			1 か所当たり年額 1,500,000 円		
② 加算分			② 加算分		
(基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額を 加算)			(基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額を 加算)		
1 か所当たり年額			1 か所当たり年額		
400,000 円			400,000 円		
(10 人以上 50 人未満)			(10 人以上 50 人未満)		
<u>2,200,000 円</u>			<u>1,250,000 円</u>		
(50 人以上 200 人未満)			(50 人以上 200 人未満)		
<u>3,100,000 円</u>			<u>3,000,000 円</u>		
(200 人以上 400 人未満)			(200 人以上 400 人未満)		
<u>5,000,000 円</u>			<u>4,900,000 円</u>		
(400 人以上 600 人未満)			(400 人以上 600 人未満)		
6,800,000 円			6,800,000 円		
(600 人以上 800 人未満)			(600 人以上 800 人未満)		
8,700,000 円			8,700,000 円		
(800 人以上 1,000 人未満)			(800 人以上 1,000 人未満)		
10,600,000 円			10,600,000 円		
(1,000 人以上 1,200 人未満)			(1,000 人以上 1,200 人未満)		

改正後		改正前	
12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)		12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)	
14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)		14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)	
16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)		16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)	
18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)		18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)	
20,100,000 円 (2,000 人以上)		20,100,000 円 (2,000 人以上)	
(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員		(4) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員 (千円未満切り捨て)	
(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、250,000 円) (事業開始年度限り)			
(7) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,330,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,160,000 円)		(5) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)	
4 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業 に必要な経費	5 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業 に必要な経費
		(1) 送迎保育ステーション試行事業 ①事業費 1 か所当たり年額 13,386,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、6,693,000 円) ②賃借料 1 か所当たり年額 3,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、1,500,000 円)	

改正後

改正前

(1) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 52,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し  
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額  
4,549,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、2,274,000円)

イ 家庭的保育者3~5人に対し  
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額  
2,274,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、1,137,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人  
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、55,000円)

(2) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、1,000,000円)

(3) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、600,000円)

(4) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 848,000円

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策  
事業

1市町村当たり年額 325,000円

(2) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 53,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し  
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額  
4,631,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、2,315,000円)

イ 家庭的保育者3~5人に対し  
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額  
2,315,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、1,157,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人  
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、55,000円)

(3) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
場合は、600,000円)

(5) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 937,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策  
事業

1市町村当たり年額 322,000円

改正後		改正前	
<p>5 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円</p> <p>(2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>	<p>6 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円</p> <p>(2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>
<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,600,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,400,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,200,000 円 (延長時間 2～3 時間)</p> <p>4,600,000 円 (延長時間 4～5 時間)</p> <p>5,400,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該する 1 か所 (事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする)</p>	<p>延長保育促進事業に必要な経費</p>		

別紙様式 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管  
年金特別会計児童手当勘定

都道府県  
指定都市名  
中核市

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(組織)厚生労働本省	円			円	円		円	円	円	円	
(項)児童育成事業費											
(事項)特別保育等に必要経費											
(目)児童育成事業費補助金 保育対策等促進事業費											

(注)1 「地方公共団体の「科目」は、国の歳出予算科目に対応する部分まで区分すること。  
2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

改正前

別紙様式1(略)

表  
照  
対  
新  
旧

改正後

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別紙様式2(略)</p>	<p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 印</p> <p>平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国庫補助金申請額 金 円</li> <li>2. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表（別表1）</li> <li>3. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表（別表2）</li> <li>4. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書（別表3）</li> <li>5. 添付書類 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本</li> </ol>

新 旧 対 照 表

前 正 改 後

別表 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

区 分	国庫補助基本額 円	要国庫補助額 円	備考
保育対策等促進事業費			

別表 1 (略)

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

## 1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		円	円	円						
1. 一時預かり事業										
(1) 保育所型										
(2) 地域密着型										
(3) 地域密着II型										
2. 特定保育事業										
3. 休日・夜間保育事業	( )									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	( )									
4. 病児・病後児保育事業	( )									
(1) 病児対応型										
(2) 係所特等加算(病児保育)	( )									
(3) 病後児対応型										
(4) 係所特等加算(病後児保育)	( )									
(5) 体調不良児対応型	( )									
5. 待機児童解消促進等事業	( )									
(1) 送迎保育ステーション試行事業	( )									
(2) 家庭的保育事業	( )									
(3) 認可化移行促進事業	( )									
(4) 保育所分園推進事業	( )									
(5) 保育所体験特別事業	( )									
(6) 認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業	( )									
6. 保育環境改善等事業	( )									
(1) 基本改善事業	( )									
(2) 環境改善事業	( )									
合計										

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は滞免した人数を、5(2)は家庭的保育事業を記入すること。  
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

## 1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		円	円	円						
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	( )									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	( )									
3. 病児・病後児保育事業	( )									
(1) 病児対応型										
(2) 係所特等加算(病児対応型)	( )									
(3) 病及定額保育量(病児対応型)	( )									
(4) 病後児対応型										
(5) 係所特等加算(病後児対応型)	( )									
(6) 病及定額保育量(病後児対応型)	( )									
(7) 体調不良児対応型	( )									
4. 待機児童解消促進等事業	( )									
(1) 家庭的保育事業	( )									
(2) 認可化移行促進事業	( )									
(3) 保育所分園推進事業	( )									
(4) 保育所体験特別事業	( )									
(5) 認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業	( )									
5. 保育環境改善等事業	( )									
(1) 基本改善事業	( )									
(2) 環境改善事業	( )									
6. 延長保育推進事業	( )									
(1) 延長保育推進事業(基本分)	( )									
(2) 延長保育事業(加算分)	( )									
合計										

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)-(5)は滞免した人数を、4(1)は家庭的保育事業を、5(2)は送迎事業を記入すること。  
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

前 正 改 表 対 照 新 旧 後 正 改

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ④と⑤を比較 して少ない方 の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑦と⑧を比較 して少ない方 の額⑨	要国庫 補助額 ⑨×1/2 ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
〇〇市	1. 一時預かり事業										
	(1) 保育所型										
	(2) 幼稚園型										
	(3) 幼稚園Ⅱ型										
	2. 特定保育事業										
	2.1 休日・夜間保育事業										
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)										
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)										
	4. 病児・病後児保育事業										
	(1) 病児対応型										
	(2) 場所特種者加算(病児対応)										
	(3) 病後児対応型										
	(4) 場所特種者加算(病後児対応)										
	(5) 体調不良児対応型										
	5. 待機児童解消促進等事業										
	(1) 送迎保育ステーション試行事業										
	(2) 家庭的保育事業										
	(3) 認可化移行促進事業										
	(4) 保育所分園推進事業										
	(5) 保育所体験特別事業										
	(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
	6. 保育環境改善等事業										
	(1) 基本改善事業										
	(2) 環境改善事業										
	合計										

(注) 1. ①の ( ) は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。

新 旧 対 照 表 改 正 前

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ④と⑤を比較 して少ない方 の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑦と⑧を比較 して少ない方 の額⑨	要国庫 補助額 ⑨×1/2 ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
〇〇市	1. 特定保育事業										
	2. 休日・夜間保育事業										
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)										
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)										
	3. 病児・病後児保育事業										
	(1) 病児対応型										
	(2) 場所特種者加算(病児対応型)										
	(3) 場所特種者加算(病後児対応型)										
	(4) 病後児対応型										
	(5) 場所特種者加算(病後児対応型)										
	(6) 場所特種者加算(病後児対応型)										
	(7) 体調不良児対応型										
	4. 待機児童解消促進等事業										
	(1) 家庭的保育事業										
	(2) 認可化移行促進事業										
	(3) 保育所分園推進事業										
	(4) 保育所体験特別事業										
	(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
	5. 保育環境改善等事業										
	(1) 基本改善事業										
	(2) 環境改善事業										
	6. 児童保育促進等事業										
	(1) 児童保育推進事業(無区分)										
	(2) 児童保育推進事業(有区分)										
	合計										

(注) 1. ①の ( ) は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)-(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は児童数を記入すること。

改 正 後

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

指定都市名  
中核都市名

## 2. 指定都市・中核都市分

内訳	か所数 ①	対象経費			基準額 ⑤	国庫補助 基本額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	国庫補 助額 (⑥×1/3) ⑦
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④			
		円	円	円	円	円	円
1. 一般保育事業							
(1) 保育施設							
(2) 地域連携型							
(3) 地域連携型							
2. 特定保育事業							
3. 休日・夜間保育事業	( )						
(1) 休日保育事業(認可保育所)							
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)							
(3) 夜間保育事業(認可保育所)							
(4) 夜間保育事業(認可保育所以外)							
4. 育児・育児支援事業	( )						
(1) 育児対応型							
(2) 雇用調整助成金加算(育児対応型)							
(3) 育児対応型							
(4) 雇用調整助成金加算(育児対応型)							
(5) 休職不利益対応型							
5. 地域連携的対応型事業	( )						
(1) 遊遊型サービス(地域連携型)							
(2) 家庭訪問型事業							
(3) 認可化移行促進事業							
(4) 保育所分園推進事業							
(5) 保育所休園特別事業							
(6) 認可外保育施設の新設・安全対策事業							
6. 保育環境改善事業							
(1) 基本改善事業							
(2) 環境改善事業							
合計							

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。  
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

指定都市名  
中核都市名

## 2. 指定都市・中核都市分

内訳	か所数 ①	対象経費			基準額 ⑤	国庫補助 基本額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	国庫補 助額 (⑥×1/3) ⑦
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④			
		円	円	円	円	円	円
1. 特定保育事業							
2. 休日・夜間保育事業	( )						
(1) 休日保育事業(認可保育所)							
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)							
(3) 夜間保育事業(認可保育所)							
(4) 夜間保育事業(認可保育所以外)							
3. 育児・育児支援事業	( )						
(1) 育児対応型							
(2) 雇用調整助成金加算(育児対応型)							
(3) 育児対応型(育児対応型)							
(4) 育児対応型							
(5) 雇用調整助成金加算(育児対応型)							
(6) 育児対応型(育児対応型)							
(7) 休職不利益対応型							
4. 地域連携的対応型事業	( )						
(1) 家庭訪問型事業							
(2) 認可化移行促進事業							
(3) 保育所分園推進事業							
(4) 保育所休園特別事業							
(5) 認可外保育施設の新設・安全対策事業							
5. 保育環境改善事業							
(1) 基本改善事業							
(2) 環境改善事業							
6. 緊急保育対応事業							
(1) 緊急保育対応事業(緊急分)							
(2) 緊急保育対応事業(加算分)							
合計							

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(4)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は緊急数を記入すること。  
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 保育所型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村	公 私	公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

(削除)

前  
正  
改  
表  
照  
対  
新  
旧  
後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(2) 地域密着型

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	年間延べ 利用児童数 ⑧
					円	月	人
合計			公 所 私 所	公 所 私 所	円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。  
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 改 正 後

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業  
(3)地域密着II型

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	職員数 ⑥			支出予定額 ⑦	事業実施 月数 ⑧	年間延べ 利用児童数 ⑨
					保育士 A	その他 B	計(A+B) C			
								円	月	人
合計			か所 公私	か所 公私	人	人	人	円		
市町村										

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。  
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。  
 4. ⑥は、例えば、標準的な職員配置体制が2名であり、うち1名が保育士である場合は、Aに1、Bに1、Cに2と記入すること。  
 なお、Aが1以上、Cが2以上となっている必要があるのを確認すること。

前  
正  
改  
新  
旧  
対  
照  
表  
後  
正  
改

(削除)

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 特定保育事業

都 道 府 県 市 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 特定保育事業

都 道 府 県 市 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3\_休日・夜間保育事業

(1)休日保育事業(認可保育所)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2\_休日・夜間保育事業

(1)休日保育事業(認可保育所)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
旧  
新

後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3\_休日・夜間保育事業

(3)夜間保育推進事業(認可保育所)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
新  
後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2\_休日・夜間保育事業

(3)夜間保育推進事業(認可保育所)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
旧  
新

後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県 名  
指定都市  
中核市

4. 病児・病後児保育事業  
(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種類 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 /	/	円	/	か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑤は、本体施設の種類(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県 名  
指定都市  
中核市

3. 病児・病後児保育事業  
(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種類 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 /	/	円	/	か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑤は、本体施設の種類(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(2) 低所得者加算分(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(2) 低所得者減免分加算(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 病児・病後児保育事業  
 (3) 普及定着促進費(病児対応型)

都 道 府 県 名  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	支 出 予 定 額 (円) ③	事 業 開 始 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計		円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病児対応型)の事業開始年月日を記入すること。  
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4\_ 病児・病後児保育事業  
(3) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

前  
正  
改  
表

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3\_ 病児・病後児保育事業  
(4) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

後  
正  
改  
表

新 旧 対 照 表

改 正 前

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4\_病児・病後児保育事業  
(4)低所得者加算分(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

改 正 後

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3\_病児・病後児保育事業  
(5)低所得者減免分加算(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 病児・病後児保育事業

(6) 普及定着促進費(病後児対応型)

都道府県名  
指定都市  
中核市

市町村名 ①	実施施設名 ②	支出予定額 (円) ③	事業開始日 年 月 日 ④	実施事業内容 ⑤
合計		円		
市町村	か所			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病後児対応型)の事業開始年月日を記入すること。  
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(5) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤ 円	事業実施月数 ⑥ 月	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間以 上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧国庫型の実施 ⑪
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑦～⑪は、平成21年2月27日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(7) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤ 円	事業実施月数 ⑥ 月	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間以 上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧国庫型の実施 ⑪
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑦～⑪は、平成〇〇年〇月〇〇日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 送迎保育ステーション試行事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	登録児童数 ⑦
				円	月	人
						( )
						( )
						( )
						( )
						( )
						( )
						( )
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	6月以上 6月未満	人
市町村						( )

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑦の( )は、登録児童数のうち、放課後児童数を記入すること。

(削除)

前 正 改 表 照 対 新 旧 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業  
 (2) 家庭的保育事業

都 道 府 県  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人 6月以上 6月未満	人	円	か所 6月以上 6月未満	人	人	月	合計 1. か所 2. か所

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業  
 (1) 家庭的保育事業

都 道 府 県  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人 6月以上 6月未満	人	円	か所 6月以上 6月未満	人	人	月	合計 1. か所 2. か所

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

(2) 認可化移行促進事業

都 道 府 県  
指 定 都 都 市  
中 核 核 市  
名

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに 要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく 支援・指導内容 ⑩	認可化移行 環境改善事業 申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村	公私	公私	公私		6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

前  
改  
正

表  
照  
対  
旧  
新

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

(2) 認可化移行促進事業

都 道 府 県  
指 定 都 都 市  
中 核 核 市  
名

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに 要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく 支援・指導内容 ⑩	認可化移行 環境改善事業 申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村	公私	公私	公私		6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

後  
改  
正

前 正 改 表 照 対 新 旧 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(4) 保育所分園推進事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(3) 保育所分園推進事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(5) 保育所体験特別事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実 施回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改

表  
照  
対  
新  
旧

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(4) 保育所体験特別事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実 施回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

後  
正  
改

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 基本改善事業

① 保育サービス提供施設設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公私	か所 公私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)、送迎保育ステーションなどを記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 基本改善事業

① 保育サービス提供施設設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公私	か所 公私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)などを記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

前 正 改 表 照 対 新 後 正 改

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6\_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

②認可化移行環境改善事業

市町村名	対 象 施 設 名	設 置 主 体	運 営 主 体	支 出 予 定 額 (円)	事 業 開 始 年 月 日	認 可 目 標 年 月 日	認 可 可 至 日 要 する 期 間	実 施 事 業 内 容	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計	か所	か所	か所	円					
市町村		公 私	公 私						

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。  
4. ⑩は、実施要綱別添5の3(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5\_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

②認可化移行環境改善事業

市町村名	対 象 施 設 名	設 置 主 体	運 営 主 体	支 出 予 定 額 (円)	事 業 開 始 年 月 日	認 可 目 標 年 月 日	認 可 可 至 日 要 する 期 間	実 施 事 業 内 容	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計	か所	か所	か所	円					
市町村		公 私	公 私						

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。  
4. ⑩は、実施要綱別添4の2(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都道府県名  
指定都市  
中核市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事業開始 年月日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 私	か所 私		円	
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都道府県名  
指定都市  
中核市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事業開始 年月日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 私	か所 私		円	
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

前  
正  
改  
表  
照  
表  
新  
旧  
村  
表

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

① 保育所障害児受入促進事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

① 保育所障害児受入促進事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

前 正 改 表 照 対 新 後 正 改

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	支 出 予 定 額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	実 施 事 業 内 容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	支 出 予 定 額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	実 施 事 業 内 容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

前 正 改 表 照 対 新 後 正 改

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

6. 延長保育促進事業

市町村名	実施施設名	設置主体	運営主体	支出予定額(円)		年間事業月数	開所時間(11時間)	延長を含めた開所時間(時間数)	延長時間(前延長・後延長)	平均対象児童数(前延長・後延長)	年間延べ利用児童数(前延長・後延長)
				延長保育推進事業(基本分)	延長保育事業(加算分)						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
		私					時～時(11時間)	時～時(11時間)	前延長 後延長	前 後	人 人
		私					時～時(11時間)	時～時(11時間)	前延長 後延長	前 後	人 人
		私					時～時(11時間)	時～時(11時間)	前延長 後延長	前 後	人 人
		私					時～時(11時間)	時～時(11時間)	前延長 後延長	前 後	人 人
合計		か所		円		円 6月以上 6月末迄	か所				前 後

<合計数<市町村、都道府県(指定都市・中核市)分>>

市町村名	延長保育促進事業実施施設数(区分)実施施設数	延長保育事業(加算分)事業数									
		計	3530分延長事業数	3511時間延長事業数	352時間延長事業数	353時間延長事業数	354時間延長事業数	356時間延長事業数	356時間延長事業数	357時間延長事業数	357時間延長事業数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計	か所	か所	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
市町村											

※(参考)延長保育促進事業の種類・延長時間区分の考え方  
 延長保育推進事業(基本分)  
 ……11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配  
 延長保育事業(加算分)  
 ……11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施  
 「前延長」「後延長」それぞれ1事業とカウントする。  
 ○30分延長…30分以上の延長、かつ平均対象児童数が1人以上  
 ○1時間延長  
 ……1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上  
 ○2時間以上の延長  
 ……延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上  
 (例1)「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合  
 →30分延長  
 (例2)「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合  
 →1時間延長の要件を満たすか、又は30分延長に該当

- (注)1 ⑤は、実施要綱別添6の4の(1)を実施した施設のみ、記入すること。
- 2 ⑥は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- 3 ⑧は、延長保育時間を含めた開所時間を24時間表記で記入すること。
- 4 ⑨は、実施要綱別添6の6の(1)に基づき延長時間を記入すること。
- 5 ⑩は、実施要綱別添6の6の(1)に基づき平均対象児童数を記入すること。
- 6 ⑪は、実施要綱別添6の4の(2)に基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- 7 Dは、E～Lの合計と一致させること。
- 8 E～Lは、それぞれの延長時間ごとに、前延長及び後延長の数を足した総数を記入すること。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別紙様式3(略)</p>	<p>別紙様式3</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金の実績報告について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表1）</li> <li>2. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2）</li> <li>3. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表3）</li> <li>4. 添付書類 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本</li> </ol>

前  
 正  
 改  
 照  
 表  
 新  
 旧  
 対  
 後  
 正  
 改

別表 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額総括表

都 道 府 県  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

区 分	要国庫補助額 円	交付決定額 円	受入額 円	差引過△不足額 円	備考
保育対策等促進事業費					

別表1(略)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助額 (⑨×1/2) ⑩	(参考) 国庫補助額⑪ の内訳
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④							
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1. 一時的かり事業											
(1) 遊育所型											
(2) 地域遊童型											
(3) 地域遊童Ⅱ型											
2. 特定保育事業											
3. 休日・夜間保育事業	( )										
(1) 休日保育事業(認可保育所)											
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)											
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)											
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)											
4. 病児・病後児保育事業	( )										
(1) 病児対応型											
(2) 低所得者加算(病児対応型)											
(3) 病後児対応型											
(4) 低所得者加算(病後児対応型)											
(5) 体調不良児対応型											
5. 特種児童解消促進等事業	( )										
(1) 送迎保育士・コーチ研修事業	( )										
(2) 家庭的保育事業	( )										
(3) 認可化移行促進事業	( )										
(4) 保育所分園推進事業	( )										
(5) 保育所体質特別事業	( )										
(6) 認可外保育施設の新設・安全対策事業	( )										
6. 保育環境改善等事業	( )										
(1) 基本改善事業	( )										
(2) 環境改善事業	( )										
合計											

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4.(2)・(4)は減免した人数を、5.(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。  
2. ⑩は、千円未満切り捨てて記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	( )									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)										
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)										
3. 病児・病後児保育事業	( )									
(1) 病児対応型										
(2) 低所得者加算(病児対応型)										
(3) 普及定着促進(病児対応型)										
(4) 病後児対応型										
(5) 低所得者加算(病後児対応型)										
(6) 普及定着促進(病後児対応型)										
(7) 体調不良児対応型										
4. 特種児童解消促進等事業	( )									
(1) 家庭的保育事業	( )									
(2) 認可化移行促進事業	( )									
(3) 保育所分園推進事業	( )									
(4) 保育所体質特別事業	( )									
(5) 認可外保育施設の新設・安全対策事業	( )									
5. 保育環境改善等事業	( )									
(1) 基本改善事業	( )									
(2) 環境改善事業	( )									
6. 延長保育促進事業										
(1) 延長保育推進事業(基本分)	( )									
(2) 延長保育事業(加算分)	( )									
合計										

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3.(2)・(5)は減免した人数を、4.(1)は「家庭的保育者数」を、5.(2)は事業数を記入すること。  
2. ⑩は、千円未満切り捨てて記入のこと。

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

## 1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 (⑦と⑧を比較して少ない方の額)⑨	国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 一時預かり事業										
(1) 保育所型										
(2) 地域保育園型										
(3) 地域保育園II型										
2. 特定保育事業										
3. 休日・夜間保育事業	( )									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	( )									
4. 病児・病後児保育事業	( )									
(1) 病児対応型										
(2) 低所得者加算(病児対応型)	( )									
(3) 病後児対応型										
(4) 低所得者加算(病後児対応型)	( )									
(5) 体調不良児対応型	( )									
5. 待機児童解消促進等事業	( )									
(1) 通園保育ステーション移行事業	( )									
(2) 家庭的保育事業	( )									
(3) 認可化移行促進事業	( )									
(4) 保育所分園推進事業	( )									
(5) 保育所体験特別事業	( )									
(6) 認可外保育施設の新設・安全対策事業	( )									
6. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
合計										

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。

別表2

## 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

## 1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 (⑦と⑧を比較して少ない方の額)⑨	国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	( )									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	( )									
3. 病児・病後児保育事業	( )									
(1) 病児対応型										
(2) 低所得者加算(病児対応型)	( )									
(3) 病後児対応型	( )									
(4) 病後児対応型	( )									
(5) 低所得者加算(病後児対応型)	( )									
(6) 体調不良児対応型	( )									
4. 待機児童解消促進等事業	( )									
(1) 家庭的保育事業	( )									
(2) 認可化移行促進事業	( )									
(3) 保育所分園推進事業	( )									
(4) 保育所体験特別事業	( )									
(5) 認可外保育施設の新設・安全対策事業	( )									
5. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
6. 延長保育促進事業										
(1) 延長保育推進事業(基本分)	( )									
(2) 延長保育推進事業(加算分)	( )									
合計										

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(6)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は「延長保育者数」を記入すること。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金精算額内訳表

指定都市名  
中核都市名

2. 指定都市・中核市分

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国庫補助 基本額 ④と⑤を比較して少 ない方の額⑥	国庫補 助額 ⑥×1/3 ⑦	(事務) 国庫補 助額⑧ の内訳
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④				
	か所	円	円	円	円	円	円	円
1. 一括算り事業								
(1) 施設型								
(2) 施設整備型								
(3) 施設改善型								
2. 特定保育事業								
2. 休日・夜間保育事業								
(1) 休日保育事業(認可保育所)								
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)								
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)								
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)								
3. 病児・病後児保育事業								
(1) 病児対応型								
(2) 病児特等運営型(病児対応型)								
(3) 病児対応型								
(4) 病児特等運営型(病児対応型)								
(5) 病児対応型								
(6) 病児特等運営型(病児対応型)								
4. 特種児童発達促進事業								
(1) 発達障害スクリーンと移行支援								
(2) 家庭内保育事業								
(3) 認可外移行促進事業								
(4) 認可外分園推進事業								
(5) 認可外併設特別事業								
(6) 認可外保育施設の新設・安全対策事業								
5. 保育環境改善等事業								
(1) 基本改善事業								
(2) 環境改善事業								
6. 親と連携促進事業								
(1) 子育て支援事業(基本型)								
(2) 子育て支援事業(加算型)								
合計								

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。  
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金精算額内訳表

指定都市名  
中核都市名

2. 指定都市・中核市分

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国庫補助 基本額 ④と⑤を比較して少 ない方の額⑥	国庫補 助額 ⑥×1/3 ⑦	(事務) 国庫補 助額⑧ の内訳
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④				
	か所	円	円	円	円	円	円	円
1. 特定保育事業								
2. 休日・夜間保育事業								
(1) 休日保育事業(認可保育所)								
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)								
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)								
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)								
3. 病児・病後児保育事業								
(1) 病児対応型								
(2) 病児特等運営型(病児対応型)								
(3) 病児対応型								
(4) 病児特等運営型(病児対応型)								
(5) 病児対応型								
(6) 病児特等運営型(病児対応型)								
4. 特種児童発達促進事業								
(1) 家庭内保育事業								
(2) 認可外移行促進事業								
(3) 認可外分園推進事業								
(4) 認可外併設特別事業								
(5) 認可外保育施設の新設・安全対策事業								
5. 保育環境改善等事業								
(1) 基本改善事業								
(2) 環境改善事業								
6. 親と連携促進事業								
(1) 子育て支援事業(基本型)								
(2) 子育て支援事業(加算型)								
合計								

(注) 1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)-(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は事業数を記入すること。  
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 保育所型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

(削除)

前 正 改 表 照 対 新 旧 後 正 改

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

(2) 地域密着型

都 道 府 県 市 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	実支出額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	年間延べ 利用児童数 ⑧
					円	月	人
合計			か所 公 私	か所 公 私	円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。  
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

(削除)

表 照 対 新 旧 改 正 後

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

(3) 地域密着 II 型

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	職員数 ⑥			実支出額 ⑦ 円	事業実施 月数 ⑧ 月	年間延べ 利用児童数 ⑨ 人
					保育士 A	その他 B	計(A+B) C			
合計			か所 公 私	か所 公 私	人	人	人	円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。  
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。  
 4. ⑥は、例えば、標準的な職員配置体制が2名であり、うち1名が保育士である場合は、Aに1、Bに1、Cに2と記入すること。  
 なお、Aが1以上、Cが2以上となっている必要があるので確認すること。

(削除)

前  
改  
正  
後  
新  
旧  
対  
照  
表

前 正 改 表 照 対 日 新 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 特定保育事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 特定保育事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
新  
旧

後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名  
指 定 核 都 市 市  
中 核 市

(3)夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名  
指 定 核 都 市 市  
中 核 市

(3)夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
日  
新  
後  
正  
改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3\_休日・夜間保育事業

(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2\_休日・夜間保育事業

(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

前  
正  
改  
表  
照  
対  
新  
旧  
後  
正  
改

新 旧 対 照 表

改 正 前

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4\_病児・病後児保育事業  
(2)低所得者加算分(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③ 人	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④ 人	実支出額 ⑤ 円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3\_病児・病後児保育事業  
(2)低所得者減免分加算(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③ 人	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④ 人	実支出額 ⑤ 円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

3. 病児・病後児保育事業  
(3) 普及定着促進費(病児対応型)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	実 支 出 額 (円) ③	事 業 開 始 日 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計	か所	円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ④は、病児・病後児保育事業(病児対応型)の事業開始年月日を記入すること。  
3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県 名  
指定都市  
中核市

4. 病児・病後児保育事業  
(3) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県 名  
指定都市  
中核市

3. 病児・病後児保育事業  
(4) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(4) 低所得者加算分(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(5) 低所得者減免分加算(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

3. 病児・病後児保育事業  
(6) 普及定着促進費(病後児対応型)

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	実 支 出 額 (円) ③	事 業 開 始 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計	か所	円		
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ④は、病児・病後児保育事業(病後児対応型)の事業開始年月日を記入すること。  
3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都 道 府 県  
指 定 核 都 市 名  
中 核 市

4. 病児・病後児保育事業  
(5) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間 以上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑦～⑩は、平成21年2月27日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

前  
正  
改

新  
旧  
対  
照  
表

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都 道 府 県  
指 定 核 都 市 名  
中 核 市

3. 病児・病後児保育事業  
(7) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間 以上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑦～⑩は、平成〇〇年〇〇月〇〇日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

後  
正  
改

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

(1) 送迎保育ステーション試行事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	登録児童数 ⑦
				円	月	人
						( )
						( )
						( )
						( )
						( )
						( )
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満	( )

- (注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑦の( )は、登録児童数のうち、放課後児童数を記入すること。

(削除)

前  
正  
改  
表  
照  
対  
新  
後  
正  
改

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

都道府県市名  
指定都市  
中核市

(2) 家庭的保育事業

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
合計	か所	人	人	円	か所	人	人	月	合計 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.
市町村		6月以上 6月未満			6月以上 6月未満				1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業

都道府県市名  
指定都市  
中核市

(1) 家庭的保育事業

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
									1. 個人実施型
									2. 保育所実施型
合計	か所	人	人	円	か所	人	人	月	合計 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.
市町村		6月以上 6月未満	保育士 保育士以外		6月以上 6月未満				1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

新 旧 対 照 表 前 正 改 後

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5\_待機児童解消促進等事業  
(3)認可化移行促進事業

都 道 府 県 名  
指 定 核 都 市 市

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	美支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに 要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく 支援・指導内容 ⑩	認可化移行 環境改善事業 申請有無 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					
市町村										

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

別表3 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4\_待機児童解消促進等事業  
(2)認可化移行促進事業

都 道 府 県 名  
指 定 核 都 市 市

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	美支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに 要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく 支援・指導内容 ⑩	認可化移行 環境改善事業 申請有無 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					
市町村										

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業  
 (4) 保育所分園推進事業

都 道 府 県  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業  
 (3) 保育所分園推進事業

都 道 府 県  
 指 定 都 市 名  
 中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前 正 改 表 照 対 旧 新

後 正 改

新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

別表3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

(5) 保育所体験特別事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実施 回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業

(4) 保育所体験特別事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実施 回数 ⑦	事業結果内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 市 名  
指 定 都 市  
中 核 市

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		人	
市町村							

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 市 名  
指 定 都 市  
中 核 市

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		人	
市町村							

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6\_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

①保育サービス提供施設設置促進事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)、送迎保育ステーションなどを記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5\_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

①保育サービス提供施設設置促進事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)などを記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実 支 出 額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 年 月 日 ⑦	認 可 ま だ に 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公私	か所 公私	か所 円					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。  
4. ⑩は、実施要綱別添5の3(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

前 正 改 表 照 新 旧 対

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実 支 出 額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 年 月 日 ⑦	認 可 ま だ に 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公私	か所 公私	か所 円					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。  
4. ⑩は、実施要綱別添4の2(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

後 正 改 表 照 新 旧 対

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円		
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

## 6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

## (2) 環境改善事業

## ① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

## 5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 名  
中 核 市

## (2) 環境改善事業

## ① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6\_保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(2)環境改善事業

②保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5\_保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市 市  
中 核 市

(2)環境改善事業

②保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運 営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村		公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名  
指 定 都 市  
中 核 市

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運 営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村		公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。  
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。  
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県名  
指定都市名  
中核市名

6. 延長保育促進事業

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実支出額(円)		年間事業月数 ⑦	開所時間 (11時間) ⑧	延長を含めた 開所時間 (時間数) ⑨	延長時間 (前延長 後延長) ⑩	平均対象児童数 (前延長 後延長) ⑪	年間延べ 利用児童数 (前延長 後延長) ⑫
				延長保育推進事業(基本分) ⑤	延長保育事業(加算分) ⑥						
		私					時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	前 後	人 人	人 人
		私					時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	前 後	人 人	人 人
		私					時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	前 後	人 人	人 人
		私					時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	前 後	人 人	人 人
		私					時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	前 後	人 人	人 人
合計	か所			円		円6月以上 6月未満	か所				前 後

<合計表<市町村、都道府県(指定都市・中核市)分>>

市町村名 A	延長保育促進事業実施所数			延長保育事業(加算分)事業数								
	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
合計	か所	か所	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
市町村												

※(参考)延長保育促進事業の種類・延長時間区分の表え方  
 延長保育推進事業(基本分)  
 …11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配(最低基準及びその他  
 の補助費等の配置基準に規定する保育士のほかに保育士1人以上配  
 置)  
 延長保育事業(加算分)  
 …11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施(保育士2  
 人以上配置)  
 「前延長」「後延長」それぞれ1事業とカウントする。  
 ○30分延長…30分以上の延長、かつ平均対象児童数が1人以上  
 ○1時間延長  
 …1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上  
 ○2時間以上の延長  
 …延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上  
 (例1)「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合  
 →30分延長  
 (例2)「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合  
 →1時間延長の要件を満たすか、又は30分延長に該当

(注) ①は、実施要綱第6の4の(1)を実施した施設のみ、記入すること。  
 ②は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。  
 ③は、延長保育時間を含めた開所時間を24時間表記で記入すること。  
 ④は、実施要綱第6の6の(1)に基づき延長時間を記入すること。  
 ⑤は、実施要綱第6の6の(1)に基づき平均対象児童数を記入すること。  
 Bは、実施要綱第6の4の(2)に基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。  
 Dは、E～Lの合計と一致させること。  
 E～Lは、それぞれの延長時間ごとに、前延長及び後延長の数を足した数値を記入すること。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった保育対策等促進事業費補助金について、交付要綱6（6）の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要国庫補助金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）</p>	

平成22年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">                     雇児発第0609001号                      平成20年6月9日                      雇児発第0304005号                      平成21年3月4日                      雇児発第0603002号                      平成21年6月3日                      雇児発****第*号                      平成**年**月**日                 </p> <p>                     一部改正                      一部改正                      一部改正                 </p> <p>                     各 都道府県知事                      指定都市市長 殿                      中核市市長                 </p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>                     近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。                      そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。                      あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。                      なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。                 </p>	<p style="text-align: right;">                     雇児発第0609001号                      平成20年6月9日                      雇児発第0304005号                      平成21年3月4日                      雇児発第0603002号                      平成21年6月3日                 </p> <p>                     一部改正                      一部改正                 </p> <p>                     各 都道府県知事                      指定都市市長 殿                      中核市市長                 </p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>                     近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。                      そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。                      あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。                      なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。                 </p>

改正後

第1 事業の種類

- 1 特定保育事業
- 2 休日・夜間保育事業
- 3 病児・病後児保育事業
- 4 待機児童解消促進等事業
- 5 保育環境改善等事業
- 6 延長保育促進事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 特定保育事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）
- 6 延長保育促進事業実施要綱（別添6）

改正前

第1 事業の種類

- 1 一時預かり事業
- 2 特定保育事業
- 3 休日・夜間保育事業
- 4 病児・病後児保育事業
- 5 待機児童解消促進等事業
- 6 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時預かり事業実施要綱（別添1）
- 2 特定保育事業実施要綱（別添2）
- 3 休日・夜間保育事業実施要綱（別添3）
- 4 病児・病後児保育事業実施要綱（別添4）
- 5 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添5）
- 6 保育環境改善等事業実施要綱（別添6）

改正後

改正前

(削除)

(別添1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。  
こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業

(2) 地域密着型

法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

(3) 地域密着Ⅱ型（(2)に類するもの）

法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件

(1) 保育所型及び地域密着型

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

改正後

改正前

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
- ② 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。  
保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。  
なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。
- ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

6 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型

法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、地域密着Ⅱ型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

改正後

改正前

(別添1)

特定保育事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体  
実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を運営する者とする。

3 (略)

4 (略)

(別添2)

特定保育事業実施要綱

1 事業の目的  
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体  
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

3 対象児童  
本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。  
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4 実施要件  
(1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。  
(2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。  
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。  
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。  
(3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。  
(4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

改正後	改正前
5 (略)	5 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。 (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
6 (略)	6 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
7 (略)	7 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

改正後

改正前

(別添2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 (略)

(別添3)

休日・夜間保育事業実施要綱

- 1 休日保育事業
  - (1) 事業の目的  
保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
  - (2) 実施主体  
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。
  - (3) 対象児童  
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。
  - (4) 実施要件
    - ① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。
    - ② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  
ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。
    - ③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
    - ④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）
  - (5) 事業の実施手続
    - ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
    - ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
  - (6) 費用
    - ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後

改正前

2 (略)

- ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業  
イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業  
② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 夜間保育推進事業

- (1) 事業の目的  
保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 実施主体  
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 実施要件  
本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。  
① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所  
② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業  
③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。  
また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)
- (4) 事業の実施手続  
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。  
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (5) 費用  
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業  
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後

改正前

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 4)

病児・病後児保育事業実施要綱

- 1 事業の目的  
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。  
こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。
- 3 事業類型  
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
  - (1) 病児対応型  
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (2) 病後児対応型  
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (3) 体調不良児対応型  
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を行う事業。
- 4 対象児童  
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
  - (1) 病児対応型  
当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
  - (2) 病後児対応型  
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が

改正後

改正前

5 (略)

必要と認めた小学校3年生までの児童(以下「病後児」という。)  
(3) 体調不良児対応型  
事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童(以下「体調不良児」という。)

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  
(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。  
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  
(イ) 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。  
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

- ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
- ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする

改正後

改正前

6 実施方法

(1) (略)

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙1様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) (略)

7 (略)

こと。

③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

6 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 留意事項

(1) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

④ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

改正後

改正前

8 (略)

- ② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 事業の実施手続

- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

9 (略)

9 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

改正後

改正前

(別添 4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

(別添 5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

(削除)

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設（以下「送迎保育ステーション」という。）において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。
- ② 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。
- ③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置（いわゆる「チャイルドシート」）を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を

改正後

改正前

1. 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第32条から第

整えておくこと。

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を参考とすること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であつて、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受け入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができるものとする。

2. 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の児童の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を運営する者に委託するものとする。

改正後

改正前

36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を経営する者に委託するものとする。

③ (略)

④ 対象児童  
本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

⑤ 実施要件  
ア 本事業の実施においては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守すること。  
イ 実施場所については、家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。  
a 乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること。  
b 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。  
c 衛生的な調理設備を有すること。  
d 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。  
ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。  
a 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」

③ 事業類型  
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。  
ア 個人実施型保育  
家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業  
イ 保育所実施型保育  
家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業  
④ 対象児童  
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。  
ア 個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。  
イ 保育所実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。  
⑤ 実施要件  
ア 本事業の実施場所については、次のとおりとする。  
a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。  
b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。  
c 児童を保育するための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。  
d 衛生的な調理設備を有すること。  
e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等の開かれた空間があること。  
イ 家庭的保育者等の資格要件は次のとおりとする。  
a 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。

改正後

という。)「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

b (略)

エ 補助者の要件は次のとおりとする。

a ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に専念できること。

e 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

オ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

a 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ 家庭的保育者が一人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

キ 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

ク 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

ケ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

コ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

カ 賠償責任保険に加入すること。

シ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

改正前

b 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

c 補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

a 保育士又は看護師の資格を有すること。

b 保育所若しくは家庭的保育事業における保育の経験を通算して10年以上有すること又は保育所において主任保育士の経験を有すること。

c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことができるよう、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所(家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。)を確保すること。

エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下又は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

d 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

e 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

f 賠償責任保険に加入すること。

改正後

改正前

ス 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

セ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

オ 保育所実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童を含めて3人以下又は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所に配置すること。

d 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

e 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

ア 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合には、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

ウ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

エ (略)

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

ア 児童の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合には、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に欠ける認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助

改正後

改正前

オ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共にを行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

カ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。

キ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に⑥のウ、エ及びカの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項

ア (略)

イ (略)

ウ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。

オ (略)

カ (略)

キ (略)

を行うこと。  
オ 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共にを行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項

ア 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があつた場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。

ウ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。

オ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。

カ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。

キ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

改正後	改正前
(2) (略)	(2) 事業の実施手続 ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。 ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(3) (略)	(3) 費用 ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 イ 指定都市及び中核市が実施する事業 ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。
2 認可化移行促進事業	3 認可化移行促進事業
(1) (略)	(1) 事業の目的 希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるよう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。
(2) (略)	(2) 実施主体 実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。
(3) 実施要件	(3) 実施要件
① (略)  ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。 ア (略)  イ (略) ウ (略)  エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。	① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定すること。 ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。 ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。 イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。 ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。 エ 本事業及び本通知の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。

改正後

改正前

オ (略)  
③ (略)

オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。  
③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。  
ア 保育の内容についての支援・指導・確認  
保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言指導  
イ 施設運営についての支援・指導・確認  
専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言指導  
ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認  
健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の実施  
エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認  
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての助言指導  
オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認  
用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の実施

④ (略)

カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認  
④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。  
ア 目標年次  
イ 認可されるために取り組むべき課題  
ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画  
エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法

⑤ (略)

⑤ 留意事項  
ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本事業にかかる経費の活用実績を検証すること。  
また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所へ移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速やかに本事業を中止すること。  
イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、前年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。  
ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないこと。

改正後

改正前

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 保育所分園推進事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(4) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(6) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべき認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

(4) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後

4 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子等、主に認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものとする。

(4) 実施要件

① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して年12回以上（原則として月1回以上、感染症の発生等やむを得ない事情がある場合には、他の月に振り替えることができる）実施すること。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 市町村は、本事業を実施する保育所から実施計画を提出させ、要綱に則した計画となっていることを確認すること。

⑥ 本事業は、認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑦ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) (略)

改正前

5 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。

(4) 実施要件

① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。

② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。

③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じた子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。

④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。

⑤ 本事業は、認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑥ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) 留意事項

① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象としないこと。

② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。

改正後

- (6) 事業の実施手続  
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。  
なお、本事業における定員超過により参加を希望しながら参加できない親子が生じた場合に、本事業を実施している近隣の保育所へ案内できる体制を整える等、地域における連携を図ること。

② (略)

(7) (略)

5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

改正前

- (6) 事業の実施手続  
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

6 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) 事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(4) 実施要件

① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。

② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

改正後

改正前

(別添 5)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 対象事業  
 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
  - (1) 基本改善事業  
 既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
    - ① (略)
    - ② (略)
    - ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
 本通知の別添 3「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の（3）に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) (略)

(別添 6)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 事業の目的  
 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。
- 3 対象事業  
 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
  - (1) 基本改善事業  
 既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
    - ① 保育サービス提供施設設置促進事業  
 保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。
    - ② 認可化移行環境改善事業  
 市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
    - ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
 本通知の別添 4「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の（3）に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) 環境改善事業  
 利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。
    - ① 保育所障害児受入促進事業  
 既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。
    - ② 分園推進事業  
 保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。
    - ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業  
 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

改正後	改正前
<p>4 (略)</p>	<p>4 対象事業の制限            (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。            (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。            (3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする事。            (4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、本事業の対象としないこと。            (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。            (6) 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業及び病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。            (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。            (8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 事業の実施手続            (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。            (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 費用            国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。            (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業            (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 補助金の返還            認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後

改正前

(別添6)

延長保育促進事業実施要綱

1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

4 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育促進事業(基本分)」及び「延長保育事業(加算分)」とする。

(1) 延長保育推進事業(基本分)

(2)の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(2) 延長保育事業(加算分)

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。

5 実施要件

(1) 延長保育推進事業(基本分)

11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(2) 延長保育事業(加算分)

延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

改正後

改正前

6 実施方法

- (1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。  
なお、同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。  
なお、  
① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上いることをいう。  
② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。  
③ 3時間以上の延長については、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。  
④ 30分延長とは、上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。  
なお、④を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。  
また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。  
(2) 事業の実施に当たっては、保育所他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。  
(3) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

7 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。  
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業  
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業  
(2) 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

別紙(略)

別紙(略)

